

## 平成18年 第1回定例会、一般質問

○議長 本田 哲也君

9番、松元議員の一般質問を許します。9番、松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

9番、松元勝彦、一般質問行います。

まず最初に、自動体外式除細動器、これを通称AEDと言うんだそうであります。最近よく耳とか、それからテレビ等でよく言葉は聞くんですが、見たり聞いたりしたことはないと思います。この機器は、芦屋町には行政としては1台もありません。基地にお尋ねしましたところ、自衛隊基地の方に1台あると。それと消防の方にあるということであります。

このAEDは、心肺機能が弱くなったり、または心臓がけいれんしたり、興奮したりするとすぐ早くなるわけですが、そういうときに血流が全身に回らなくなって、最後には心臓が停止すると。それを救命、または蘇生するための機械であります。今まではこの機械は医療行為ということで、医師や看護師、救急救命士だけしか使用が認められておりませんでした。平成15年9月12日の構造改革推進本部の決定によりまして、この機械が一般機器といいますか、一般の人でも使用ができるというように改定をされました。

突然死の死因の原因は、ほとんど心臓疾患ということが言われています。心臓がけいれん、または停止しますと、約1分間それが続くと、約生存率が10%ずつ減っていくと。約10分経過すると、この機械を使っても生命が回復したり蘇生することはかなり確立として低くなるというように言われております。この機器によって蘇生することによって一人の人命が救われ、心臓が正常に戻れば、もう普通の仕事もできると、普通の社会生活ができるという、非常に貴重なといえますか、今の社会においては非常に大切な機器だと私は思います。

そこで、この機器を芦屋町の役場、庁舎、または総合体育館、それから町民会館、多く集まる競艇場。それから、芦屋は非常にイベントが多いんですが、ことはイベントがちよっと減りましたんで、イベントの多いところに芦屋町外からいっぱい来られます。海水浴場、それからマリントラス、それからレジャープール、こういうところにはぜひ早急に設置をしていただきたいと思います。

次に、国民保護条例について。これは国民保護計画というんですが、これについて質問いたします。

平成15年の6月の6日に有事法制の3法が成立をし、これが6月の13日に施行されました。それを受けて、平成16年6月14日に武力攻撃事態等対処法の示す枠組みの中で、緊急対処法ということで法制が名がつく法律ができました。これをあわせて有事法制10法というわけです。この中の一つがこの国民保護法に該当するわけです。

今議会で議案第11号と第12号でこの国民保護計画を作成するための議案が2議案上程をされています。いち早い取り組みに対して、私は感謝を申し上げます。そこで、この国民保護条例制定の目的、また意義、組織の構成、委員の選定はどのようにされるのか御質問いたします。

また、町民を非常事態などから守る国民保護計画であり、国民、県民、町民がこれ一体となった計画でないとなりません。町民に対する理解と協力が求められます。町民に対する説明が必要であろうと思います。そこで、町民に対するこの保護計画作成に向けての説明をされる計画があるのか。また、今後対策本部を設置されるわけですが、これは目安としていつごろになるか条例が通らないとこれだめなんですけれども、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に、3件目の国旗、国歌について御質問いたします。

国旗及び国歌法案が平成11年の7月21日に衆議院を通過しまして、同年8月9日に参議院を圧倒的多数で可決をしております。国旗を日章旗とし、国歌を君が代とするとともに、日章旗の正式並びに君が代の歌詞と曲を定めました。以後、6年が経過しておりますが、私の考えるところでは、国民に浸透されているとは思いません。逆に国旗、国歌を忘れていた国民が多くなっているような気がして残念でなりません。

そこで、町民に対する啓発活動はどのようにされているのか。学校の行事、学校での教育はどのようにしているのかお尋ねいたします。

また、町の施設多くあるわけですが、この国旗の掲揚、掲示の状況についてお尋ねいたします。

以上、3件について質問し、1回目の質問を終わります。

**○議長 本田 哲也君**

執行部の答弁を求めます。総務課長。

**○総務課長 嵐 保徳君**

それでは、お答えいたします。1点目、2点目並びに3点目の国旗、国歌についての3番目について、私の方からお答えさせていただきます。

AEDにつきましては、今るる御説明申されましたとおりのものでございます。特に愛知万博の中でも、そういう方が急に、そういう患者さんと申しますか、そういう方がおられて、この機械によって救われたということも報道されております。

この機械の設置でございますが、たまたまこのたび財団法人の福岡県振興協会が18年度事業で県下の公共施設等にこのAEDを購入して無料配付するということが決まりました。したがって、現在、この申請中でございます。芦屋町におきましては、18台ぜひ設置したいということで申請を行っております。

ただ、これ県下全域でございますので、それと1台30万程度かかるということで、大体市で

10台、町村で7、8台程度の予定であるということでございます。この中で特に小学校、中学校4校、それと、庁舎については、ある意味では優先的と申しますか、必須でございます。その他の施設につきましては、優先順位によりまして配付を考えたいというふうに思っております。

ただ、この配付事業でございますが、きちんと普通救命講習、俗に言います今まで行っておりました心肺蘇生法並びにAED講習を含む講習会が義務づけられております。並びに、これは配付場所ごとに受講することが義務づけられておりますので、これにつきましては、当然日赤、消防本部等が講師になるわけでございますが、私どもにつきましては、遠賀郡の消防本部と連携して計画的に講習を図り、行いたいというふうに考えております。

具体的には、実はこれ早く受講した方が、機械が県下全域でございますので、一時にというわけにはございません。ですから、逐次入ってまいりますので、受講を終えた方からというようなことでございますので、いち早く、学校関係に関しましては3月の27、28日の2日間、それから、職員に関しましては、これ職員の研修の一環といたしまして29日、30日、この4日間で約大体100名、100名程度の研修を行うようにしております。

2点目の国民保護条例の件についてでございます。目的でございますが、この国民保護協議会条例と申しますのは、国の保護法の成立を受けまして、17年度に福岡県が県の保護計画を策定しております。各市町村におきましては、18年度中に市町村の国民保護計画を策定しなければならないため、今回、関係機関の代表者からなります市町村の国民保護協議会、今回条例を上げておりますが、それを立ち上げまして、警報の伝達、避難の指示や避難住民の誘導、支援等、地域の実情に合いました具体的な保護計画をつくり出すために、この協議会条例を制定するものがございます。

また、組織構成でございますが、これは法で町長が会長にということで決まっております。ほか21名の委員構成となっております。会長を含めまして22名でございます。なお、こういう事態は非常に防災計画、そういう防災上との関連性も深こうございますので、この委員の選任につきましては、現在つくっております芦屋町の防災会議委員を充ててこの協議会を推進してまいりたいというふうに思っております。

町民への説明でございます。これにつきましては、いつやるのかというようなことでございますが、今から立ち上げて検討してまいりますので、審議の過程の中で、状況に応じてできるものがあればということは考えております。

ただ、内容につきましてまだはっきりしておりませんので、これは委員会とも御相談しながらやっていきたい。ただ、でき上がったものにつきましては、当然これは何らかの形で町民の方にはきっちりお知らせして、公表していきたいというふうに考えております。

2点目のこの協議会条例に関連いたします実際に起こったときの国民保護対策本部並びに緊急

事態対応策本部の件でございますが、この組織構成につきましては、同様に、これも法で町長が本部長ということに決まっております。町長を本部長、助役を副本部長といたしまして、あと消防団長、それから収入役、教育長、その他関係課長14名で構成してございまして、総勢では19名の構成となっております。

この対策本部の実施ということですが、条例が通りましたならば、具体的には、本当に言いますと、いつ設置するのかということは、こういう起こってはならないことでありますけれども、そういう事態が起こった場合には、これは町村の判断ではございません。当然こういう大規模なものでございますので、国、県の指示を受けて、不幸にしてそういう状況が起こった場合に対策本部を設置するということになります。

3点目の町の施設の国旗掲揚状況でございます。町の施設の国旗掲揚状況につきましては、庁舎は毎日。ただ、答弁申し上げて、実はきょう国旗が上がっておりません。強風ということで、そういうような状況に応じては上げない日がございまして、原則的には毎日でございます。競艇場につきましてはレース開催日のみ、他の病院、中央公民館、町民会館、総合体育館、それと各憩いの家につきましては、祝日のみ国旗を掲揚しております。また、庁舎内の例えば辞令交付式、功労者表彰式等、式典時には会場に必ず国旗を掲揚いたしております。

以上でございます。

**○議長 本田 哲也君**

町長。

**○町長 鈴木 清吾君**

町民に対する啓発運動につきましては、私の方から答弁させていただきます。

啓発運動として特別町としてはやっております。ただ、総務課長が申したいろんな施設ではそういう形で国旗の掲揚をいたしておりますし、これも教育長の方から報告があると思うんですが、学校行事、先般中学校の卒業式の折にもやっぱりちゃんと日章旗上げ、冒頭に国歌斉唱をすると。粛々とさせていただいておりますし、そういうことを通じて町民の皆様方に国旗と国歌については浸透を図ることの方が、余り強制的というか、強制を伴うような啓発運動をするよりは、そういう形の方がむしろいいんじゃないのかなと、そのように私自身は考えております。

また、特にことはサッカーのワールドカップがドイツであるということで、若い方々につきましても、そういうことを通じて国旗と国歌に対する愛着心というか、愛情の発露がごく自然的に発生するわけですから、そういう形の方が、強制的にするよりは私はむしろいいんじゃないのかなというふうに考えております。

肝心かなめのきょう、今総務課長が答えましたように、この質問があるのに、きょう国旗の掲揚がないということで、どうしてなのかということを私自身も聞きましたら、いや財政難の折か

ら、国旗を大切にするというか、そういうことで言ってますので。

ただ、先般も注意したことがあります。どうしても風が強くと吹きますと、ちょっと使いますと色あせて、引きちぎれた国旗を掲揚しておるもんだから、そんなみずぼらしい国旗は掲揚するのは、やっぱりもったいないかもしれないけども、やっぱりせつかくするんであればちゃんとした日章旗を上げてほしいということは申し上げました。そういうことで、きょうは大変申しわけないと。肝心かなめのきょう答弁するときに国旗が上がってない。何でかと聞きましたら、強風で引きちぎれやすいそうであります。全天候型の国旗であればいいんでしょうけれども、普通の一般の布のあれはすぐ引きちぎれるもんですから。それと同時に、そういうみずぼらしいような国旗を今後掲揚しないようには十分注意しながらやってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 本田 哲也君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

学校における国旗、国歌の指導は、どのようにしてあるかという質問でございますが、学校における国旗、国歌の指導については、児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗、国歌についても同様に尊重する態度を育てる。それは学習指導要領に基づいて行っておるものでありまして、国際社会に生きる日本人にとって大切な指導内容であるというふうに承知しております。

学校行事における国旗、国歌の取り扱いでございますけれども、学習指導要領にはこのように書いてあります。入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導するものとすると明記してあります。したがって、学校ではそのとおりに指導しておりまして、実際、そのとおりに行われています。

以上でございます。

**○議長 本田 哲也君**

松元議員。

**○議員 9番 松元 勝彦君**

最初のAEDについてですが、これ昨年でしたか、私AEDがないんでということでちょっとお聞きしておりましたら、そのうち、先ほど答弁がありました市町村振興協会ですかね、ここから配付されるんじゃないかなという情報まで聞いておったんですが、きょう聞いたところ、もう今年から入るだろうということなんです、また申請したとおりに来ないと思いますけれども、この財団法人、これ市町村って付くんですかね。振興会というのはどういう組織なんです。わかったらちょっと教えてください。えらい金持ってます。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

県のいろんなそういう宝くじとか、そういうものの分配金が来まして、そういうものが一時期に集まりまして、そこがいろんな地域振興等にそういう寄与するためにつくられた団体ということでございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

芦屋競艇の売り上げの上納金の中はこれには全然入らないんですか。そこら辺どうですか。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

ちょっとその件について、私存じておりません。申しわけございませんが。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

入っておるんじゃないんですか、どうですかね。まあ後で教えてください。いや、競艇事業ばそういうところに上納金が回っておるのかなと思えば、我が町はもらうべきだと思います。そこら辺、ちょっと後で教えてください。

非常にこの機器が、先ほども私が申しましたように、本当1分1秒を争う、とうとい人命を救おうという非常に大切な機器です。

それで、まだ見たことない、さわったことないという方いらっしゃると思うんで、けさ、今先ほど消防から借りてきましたので、ちょっとここに出しますので見てください。簡単なものです。

ここにパットがあるんです。これをハートマークがついて、ハートが左の心臓部、人とこっちに貼って、後はもうスイッチオンにしたら自動的に音声じゃべりながら全部やってくれる。ショックやるときに、ショックボタンを押してくださいと言うたら、それを押す。そうすればもうそれで終わり。蘇生をします。だから、これを破らないでください。これ1回使ったらパーですので。また買わんといかんのですから、こういうものだということを。本当に担いですぐどこでも、こんなふうな機械で、全部おしゃべりがしてくれる。

○議長 本田 哲也君

松元議員。本当によくわかりますが、質問でございますので、できるだけ質問に徹していただきたいように要望いたします。

○議員 9番 松元 勝彦君

ということで、国会でもいろんなものを持ち込んだりしたりするんで、やっぱりその親切みでやったことですから。

問題は、先ほども申しましたように、今、救急車積んでおるわけですが、これのこういう事故が発生した場合の到着時間です。現場に到着する時間。これが大体全国平均は6分かかるんです。都市部がほとんどだということで早いんだと思うんですが、6分のときの蘇生率が約40%、半分に近い。先ほど言いましたように、もう10分経過したらなかなか難しいということで、いかに早く素早くこれを使うかということになります。

先ほど愛知万博の話も出ましたけれども、ここでも約100台あの中に置いて、3名の方が救助されておる。この機械によって生命を回復したということが言われております。

そこで、遠賀郡全体のこの救急車の出動回数が、昨年が3,861件、16年度に比べて298件ふえています。今後まだふえるでしょう。この中にも該当者が大分いらっしゃるようですので、ぜひ私はこの中にも置いてもらいたいと思います。

それと、各町別に見ますと、水巻町が一番多くて1,365件、岡垣町が1,195件、遠賀町が703件、芦屋町が少なくて598件。大体人口に比例しておる感じで、水巻町がちょっと人口の割には救急車の出動回数が多いなということです。

問題は、先ほど言いましたように到着時間です。遠賀郡の平均が7.2分。全国よりか1.2分遅いわけです。水巻町が一番かかって7.7分、芦屋町が7.5分、岡垣町が7分、遠賀町は消防が近いんでちゅうことでしょう、6.6分。ということは、先ほどから言いますけれども、10分経過したらなかなか蘇生が難しいということです。

芦屋の場合、町立病院があるので安心な面もあるんですが、イベントとか行事とか、いろんなものについては、大体休みの日が多いという状況です。そして、病院にすぐ搬送すればいいけれども、動かしたらいけない状況もあるだろうし。

だから、それから考えれば、病院があるからって安心はできないなと思います。

先ほど言いましたように、本当操作は簡単です。先ほどこの機器が配分されたら講習を受講するのが義務化されるということですが、これは非常に結構なことだと思います。その講習を受けなくても、我々住民だれでも使えるわけです。これは法律的には、ということになっています。

そこで、先ほどことし100、100の200名という講習するということなんですが、これは機器が入ってからのことなんですか。ちょっとそこら辺。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

機器が入る前でございます。機器はまだいつの時点というのが、早くても4月終わりぐらいから逐次入ってくるということでございますので。

ただ、この機器の配付につきましては、例えば施設が10カ所ありましたら、10カ所全部大体1台につき4名以上のそういう職員等が講習を受けたということが確認できてから、そうしたところから優先的に機器を配付するというようなことでございますので、私どもといたしましては、できるだけ先ほど申しました3月中にこの講習を受けさせまして、できるだけ早急の導入を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

積極的な取り組みを期待したいと思います。先ほど幾らぐらいかかるって言われましたか。ちょっと値段のところ私筆記するの忘れた。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

これメーカーによって若干値段が違うそうでございます。それと、少しレベルによっても違うと。例えば消防車等に積む機械については、もう少し精度が高いということでございますが、基本的には30万から40万ということでございます。

ただ、今回の福岡県の振興協会が大量に1,000台以上ぐらいになりますので、値段交渉して、1台が20万程度になるのではないかなというようにお話は聞いております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

わかりました。以前は何か60万から70万してたということで、そういうことで、大分安くなったみたいです。

このような状況で、芦屋町は非常にイベント等またあるわけですが、そこでこういうのを町で買わなくても、これだけ配分があれば非常にこれはうれしいことですが、これ町民がある場所とか、どこにどう設置しましょうとか、そういうのやっぱり明らかにして、やっぱり町民に

対しても、消防団とかそういう人たちだけじゃなくて、やっぱり地区公民館を利用したりして、それが入った時点でも結構ですので、ぜひそういう講習、消防から呼んで、大体講習1で大体3時間程度です。ちょっとレベルを上げて講習2が大体4、5時間かかるということお聞きしますので、是非これをしてもらいたいと思います。町長、その辺よろしく願いいたします。もしあれでしたら答弁。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

先ほど申しあげましたように、今年度、18年度で導入計画でありますし、先般も联合会報、競艇場の今話が出ましたけども、联合会報で平和島競艇さんの方でやっぱりそういう方がファンの方で出られて、そのAEDを使って効果を上げたというようなことも報告上がっておりました。

ですから、やっぱり大量のお客さんが来るところなんかにつきましては、施設課は持って行って競艇場で使える形というか、そういうこともぜひ取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

次に、国民保護条例。先ほど言いましたように、今年度中に各市町村がこの計画を策定をするということになっておるわけですが、皆さんこの法律は何だと。まだ余りよくわからない。新聞等に最近良く載るので、少しは理解してても、なかなか3法が何だとか、7法が何だとか、よくわかりません。ということで、私も資料をいただいてちょっと見たんですが、この中の有事3法というのができて、それから有事7法ですか。これができたのが……。

まず3法が、この3つの法律は。自衛隊の行動にかかわる法制、それと、米軍の行動にかかわる法制、それと、自衛隊及び米軍の行動に直接かかわらないが、国民の生命、財産の保護などのための法制ということで、この3つの法制。これの3番目のこの自衛隊、米軍以外の行動に関係ない国民の生命、財産を守るための法制が、この今回の法にひっかかってくるわけです。この武力事態対処法7法、これのトップにやっぱり国民保護法と、これが上がってくる。これに基づいてつくられるわけです。

よく国民保護法とか、有事法制とか言ったら、何か日本が戦争をするために国を挙げて準備するとか、すぐそういう錯覚を受けるわけですが、逆で、武力攻撃を受けたとき、テロ攻撃を受けたときに、国民をどう守るか、生命財産をいかに保護するか、避難はどうするか、医療はどうす

るかというようなことは、今の法律では規制が厳しくてないんです。芦屋に今自衛隊ありますけれども、自衛隊がさっと出ようと思っても出れません。県道であれば県知事、国道や国の要請、許可もないから。

以前、一回町長からお聞きしたんですが、山鹿地区で山火事が発生しまして、芦屋の自衛隊を出動要請して、指揮者をお願いしたら、県の方からなぜ派遣させたんだと苦情が来ましたよと町長からお聞きしたことがあるんですが、それは間違いないですか。県の方から自衛隊を派遣したときに、勝手に罰則はないけど、何か言われたということ町長からお聞きしたんですが、それは間違いないですか。ということなんですよ。はいという首を振られましたけど、答弁はいいですが、そのような状況なんです。非常に法律的な制限がものすごく厳しいんです、今の法制では。だから、国民の生命財産とかじゃないんです、守れないんです、今の法律では。

だから、それをいかに迅速にやるかということなんです。だから、今頃こういう法律ができるというのはおかしいんです。だから、外交的にも非常に日本が低い位置に置かれているということなんです。無防備だから。一応、自衛隊、警察力とか持ってますけれども、国民の総意がそういうような心がないんです。というような状況なんです。

この法制の取り組みは、ちょっとさかのぼるんですが、昭和52年の福田総理のもとに三原朝雄防衛庁長官、この方が指示されて、有事法制研究という一つのつくって、ここから始まった。29年経過してやっとこの法が整備をされたということです。さぞかし三原元防衛庁長官は喜んでおられるんじゃないかと思います。

ここで条例つくるのに、国、県からはどのような今までの指導はございましたか。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

質問が聞こえづらかったものですから。

○議員 9番 松元 勝彦君

今後のことだと思うんですが、今までこの計画をつくるのに、県としては何か町に対して教育とかそういうのがありませんでしたか。県下を皆さんあわせて。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それは当然、先ほど申しましたとおりに、こういう事態は国の義務で行いますので。

ただ、当然その想定はいろんな場所がいつどこに起こるか分からないということがございます。

したがって、当然この計画、一連の関連につきましては、県の方の指導を受けまして、そ

ういうろんな流れからこの法の仕組み、それから、今後保護計画をつくります。それは今県がつくっておりますものと当然整合性とかも出てまいりますので、それは県とも十分に協議しながら私どもの計画をとということで、当然それはある一定の指導なり、そういったものはずっとあっておりました。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

なぜこれを聞いたかという、1月の16日に県が国民保護フォーラム2006というのを博多でやっているんです。ここに各市町村から参加されております、このフォーラムに。だから聞いたんですが、ということはだれも参加してないということですか。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

ちょっと申しわけございませんが、記憶定かでございますので、ちょっと後で確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

県は県として、パブリックコメントとか、こうしてフォーラムとかいろいろやっておるわけです。だから、国の指導とか、まだ県が、今ここ持ってますけれども、これ昨日いただいたものですが、まだ1月です。今の議会で恐らく通るんじゃないかと思えますけど。

だから、そういう状況ですけれども。だから、よその市町村はやっぱりもう18年度からつくるということになれば、県とあわせて勉強会ば開いておるわけです、各市町村は。だから、こういうフォーラムがあったときにだれか参加されたのか。これ平日なんです。されたのかなと思って。されてないということですね。

先ほどから言いましたように、本当にこの計画は、今からつくるんですけれども、これはつくっただけじゃ意味がないんです。だから、国、県、それから市町村でやっぱりできた暁にはやっぱり頭脳演習もせないけませんけれども、やっぱり実動訓練、もう既にやっています。よその県では。本当に実動訓練やっていますが、これはやっぱりやらないといけないと思うんです。今まで津波、地震等に対して、芦屋町は頭脳演習はされたんですけれども、町民を挙げては1回もやっておらないと思うんですが、過去私も芦屋に来て20何年、30年近くなるが、聞いたことないん

ですが、そこら辺はなぜ。この国民保護条例もつくる中で、今後やっぱり地震、それから芦屋の場合は津波、こういうときにぜひ頭脳演習だけじゃなくて、町民挙げての総合的な訓練をするべきだと思うんですが、町長はどのように。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

有事の場合と防災とは別でございますので、当然この国民保護法に関しましてのそういう避難、誘導とかにつきましては、当然この計画の中でもそういうものをやりなさいというものが多分出てくるとお思いますので、それはそういうものを受けまして、また検討していくというか、そういう計画もつくっていかねばいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

今後のことですので、それは。遂次私たちも意見を言ったりしていきたいとお思います。

それでは、先ほど防災会議というのがあって、これを町長は会長で、それを充てたいということですが、その方々の元職でもいいんですけど、どういう方になっておられるのか。名前はいいですから、どういう職業は元こういうこうで。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それでは、お答えいたします。

委員の中には、主だったところで申しますが、航空自衛隊芦屋基地の方、それから、国土交通省遠賀川工事事務所、それから北九州土木事務所、八幡農林事務所、遠賀保健環境事務所、それから折尾警察署、それから遠賀郡消防署、当然芦屋町の消防団長、それからN T T西日本、それから九州電力、遠賀中間医師会、それと区長会。あとは町の職員で構成したメンバーでございます。全員で22名でございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

基地の方から1名ということですよ。各市町村、危機管理室、またはこういう防災会議室とかい

うところに、やっぱり専門家として自衛隊のOBを雇っているわけです。それはお聞きになったと思うんですが、県としてもその方向を今一生懸命やっていますということですが、だから今質問をしたわけですから。前の基地から1人入っておられるということで。これはいざ今度は実動になったときには、その方はもう現場指揮をとらないといけないわけです。

だから、今度組織をつくって中に入れる場合は、私はやっぱり退職された幹部自衛官で、それ相当の指揮権のある人を入れるべきだと思うんです。そこら辺は頭が全然ないですか。ここの先ほどの話では、これを防災会議を移行するというような御答弁でしたので、それではちょっとやっぱり勤務しながらとなるとちょっと無理があるんじゃないかと思うんですけど。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

この国民保護協議会というのは、あくまでもそういう保護計画の中身を審議する団体でございます。実動とは別でございますので、ですから、そういう緊急対策本部とかに基地の方がということは考えておりません。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

いや、あのね、ただ保護計画なんですけど、できた場合に、いざってときにそういう対策本部、それから現場指揮所をつくられたわけでしょう。そういう枠組みの中に、今後そういう考え方しないと、実際そういったことが起きたときに対応できないわけですよ。だから、私が言いたいのはそこなんです。その中で頭に入れていただかないと、いやもう1人入れてます、条例つくる中でこの防災の中に入れてますじゃなくて、国民保護計画の場合ではやっぱり特別なんだから、武力攻撃と取り組むわけですよ。だから、そこに対してのあれだから、やっぱり私はその中にぜひそういう方を入れるべきだと。それは私だけじゃないです。国でも言っとるんですから。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

国民保護法の中で、今の保護計画いろいろつくってまいります、先ほど申しましたように、協議会の中でいろんなお考えなり、そういう提案をいただくことは当然でございます。ただ、この保護計画の中では、自衛隊に関しましては別のところで動くということでございますので、これには入っておらないというふうに私聞いております。したがって、この対策本部につきまし

ては、起こったときに基地の方が実際にはそこでどうのこうのということは考えてございませんし、今申しました役所の中の体制で対応できるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

いや、私はそれを言っとるんじゃない。OBを、だから現役は忙しいんだからできないから、OBを入れるべきじゃないかと言ってるんです。もう退官された方を入れたらどうですかと。そうしないと、計画ばつかった人と実動やるときは全然また、やっぱりそういう専門家を入れるべきじゃないかと。危機管理室、東京の最初の危機管理室ができたときも、初代は元防衛庁の職員の方なんですよ、佐々さんちゅうて。これが初代の危機管理室長なんです。だから、そういうことで専門家入れるべきじゃないかということ。これは、今後のことですのでぜひ頭に入れておいてもらいたいと思います。会長である町長の方もよろしくお願いします。実際に起きたときにね、それは効果がなかったら何もならんのやから。絵にかいたあれじゃだめなんですから。それはいいです。

それと、国旗、国歌については冒頭に述べましたけれども、非常に啓発がなされてないと、していませんということですが、祝祭日は非常にふえた中でもこのような状況で、学校の方では、先ほど教育長の方からありました。きょうは、天気悪いんで上げてないということですが、官公庁は、ここも一つの自治体なんですけど、晴天用と荒天用と2つあるんです。雨の日とか風の強い日とか上げるのと、それから天気のいい日に上げると。だから、材質がちょっと違うんですけどね。そういうぐあいに上げるわけです。だから、くつきり上がってなかったら、ひよっとしたらだれかが亡くなったんじゃないかなとか、不幸なこと考えるんです。だから、そこら辺極めて心配する。町長はね、申しわけないと言われましたけれども、ただ、それやっぱり町の、庁舎にはやっぱり、金がないとか破けるとか破けたのは汚いからとか、買ったって何千円もせんでしょ、あれ1枚。1,000円でセットで売ってますよ、家庭用は。そういう状況ですから、ぜひ、雨が降ろうが風が吹こうが上げてもらいたいと思います。

啓発については、これもやっぱり行政として、いろんな団体があるんですから芦屋町には。そういうところをお願いしてでも、してもらいたいと思います。学校は私もよく参加しますので、もう、学校の運動会、入学式、卒業式よく行きます。本当に非常によく大きな声で歌っておりますが、以前、教職員が君が代が鳴っても座ったままとかいうのをお聞きしておりましたが、現状はどうですかね。

○議長 本田 哲也君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

芦屋町に限って申しますと、100%そういうことはございません。全員が、子供も教師も立って歌っておりますし、国旗もちょうと上げておりますので、そういうことはございません。

ちなみに、福岡県におきましても、平成3年度以降は100%の実施状況というふうに伺っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

本当、以前より比べて非常に学校サイドでは、非常に私はいいムードだと思います。それを象徴するのがやっぱり成人式、以前は非常に荒れてましたけれども、最近よくなったなと思い、まだ、何人かグループは騒いでおりますけれど、私はやっぱりこの国旗、国歌についての国民のやっぱり意識というのが、子供のころやっぱりそういうのを覚えさせる、そういう教育をすると。国もちょうと学習指導要領書で定めております。だから、それはだんだん大人になってきて、だんだん上げなくなったりする。どうもやっぱり私は日本国民として残念でならないし、そういう人は日の丸、君が代が嫌なら、好きな国に、そういう旗が好きな国、好きな曲があったら、そこに私は行ってもらいたい。そう思いませんか。町長、どうですか。

○議長 本田 哲也君

町長。（「具体的に、簡潔に」と呼ぶ者あり）

○町長 鈴木 清吾君

いや、町長の立場で具体的にはその答弁は差し控えたいと思います。ですから、日本国民として、私も国旗とか大好きな人間でありますので、その答弁ということで御理解いただきたいと思います。ほかの国どうだこうだちゅうことについては差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

松元議員。

○議員 9番 松元 勝彦君

なぜ聞いたかといいますと、各官公庁ですよ、県でもそうですけども、県知事、副知事、収入役、助役、部屋に国旗が大体置いてありますよね。外国は各官公庁全部置いとるんです。よくテレビなんかで出ますね、外国の。学校でもどこでも。普通の企業でも外国はちゃんと社長の横にはこう置いてある。まして、議場なんかの後ろにはほんと大きなのがある。芦屋町は議場にも

ない。町長室あります。助役室、収入役室、教育長室、議長室、副議長室、あるとこだけ教えてください、今言うた方から。置いてますというところだけ教えてください。

**○議長 本田 哲也君**

松元議員も御存じのとおりでございます。私んともありません。

**○議員 9番 松元 勝彦君**

はい。だから、今議長から言われましたように、議長にも私は以前お願いしたことあるんです。何年か前にこの質問したことあるんです。だから、ぜひ啓発だけじゃなくて、行政みずからやっぱりそういう場所には。

なぜこういうこと言いますかいうと、もう国際社会なんですよ。何かあったらすぐカメラマンが来て、町長室やら助役室とか入ってきて映したりするわけです。どの外国の方もおみえになる。だから、そういう場所に、町旗は置いとっていいですよ。その国の国旗が置いてないちゅうのは、ちょっと外国から見たら、ちょっとやっぱおかしいなと思いますよ。各、置いてないということは、ここに執行部の方いっぱいいらっしゃるけれども、どのくらい上げておられるかな、祝祭日に。恐らく上げておられないかと思うんですよ。残念です。それは上げておられる方には本当申しわけないですけども。

やっぱり私、なぜ教育長にも学校はどうなってますかとお尋ねしたのは、やっぱりそういうやっぱ心の教育、今よく言われてますね。心の、国を愛する心とか、国を大切にすることとか、今教育基本法の改正の中で、今朝も何か、昨日やったですかね、国を愛する心と国を大切にすること、どっちにしようかと。これはどっちでもいいですよ、考えてみれば。やはり日本国に生まれて、日本語をしゃべる皆さんが国歌を愛せないでどうしますかね。それをわざわざ教育に入れるか入れないかと、国と県。これは、もうここで何言ってもしょうがないですけども。こういう事態からも私はちょっと国、曲がってきとるんじゃないかと思います。日本の外交、対外交政策にも非常にこのことが深いんです。だから言っとるんです。

ぜひ皆さんも、入学式、卒業式んときは大きな声で歌っていただけますけれども、ぜひ家にも国旗を上げて、率先して行政みずから国旗、国歌に対する愛着心といいますか、日本国民であるという意識を強めてもらいたいと思います。ぜひお願いして私の質問を終わります。

**○議長 本田 哲也君**

以上で、松元議員の一般質問を終わりました。